

国保加入者全員に資格確認書の発行を提案

令和6年12月にマイナンバー保険証の本格運用が開始されましたが、全国的な利用率は31・57%と低く、本市でも51・36%にとどまっています。

その理由として、医療機関で受診する際に必要となるカード認証の手間や顔認証の不具合などが挙げられ、煩わしさが普及を妨げていると考えられます。

国はマイナンバー保険証を持たない人や75歳以上の高齢者に対し、健康保険証の代替となる「資格確認書」を発行する方針を示していますが、現場ではマイナンバー保険証による受診が困難なケースが多く、保険証一本化によって診療が受けられない患者の発生が懸念されています。

こうした状況を受け、東京都渋谷区や世田谷区では国の方針とは別に、マイナンバー保険証の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を独自発行する対応を取っており、制度移行の混乱を避ける狙いがあるようです。

本市でも、市民が安心して医療を受けられるよう、国保加入者全員に資格確認書を発行するよう提案し、市長のご所見を伺いました。

市長 現在の国民健康保険の保険証の有効期限は、令和7年7月31日までとなっており、国の考え方に基づきマイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、持っていない方には「資格確認書」を7月中に交付すべく準備を進めています。

また、マイナ保険証をお持ちの方でも、「資格確認書」を希望される方には、申請により交付することができます。

さらに、令和7年4月からマイナ保険証利用時に顔認証や暗証番号での受付が難しい場合は、医療機関や薬局の受付職員の目視での本人確認が可能になりました。こうしたことから一律に資格確認書を発行する考えはございません。

*** 各委員会でも積極的に発言 ***

○ 選択的週休3日制について ○

新聞報道では、上山市が県内の自治体で初めて選択的週休3日制を導入したということですが、その利用率、残業時間が減ったのかどうか質問しました。

週休3日制を利用している職員は0でこの制度はフレックスタイム制の一環で公務の運営に支障のない範囲で職員の希望を考慮し、1週間当たりの労働時間が維持されるよう、勤務時間を割り振る制度であるとのことでした。

○ 低所得者支援及び定額減税補足給付金について ○

国の経済対策に基づき、令和6年度に実施した定額減税補足給付金において、支給額に不足が生じた方に対して給付金の支給を行うことになりましたが、対象者には市の方から通知が行くことを確認しました。

○ 基金の運用で含み損はないか ○

昨今の金利上昇に伴い、基金で運用する国債や社債の時価が下落し、多額の含み損を抱えるようになった地方自治体が複数出ています。

たとえば福岡県の福津市では約23億円にも及んでいるということで、低金利下で長期の債権を多く買った自治体ほど金利上昇で含み損を多く抱える構図となっています。

本市の国保基金は10億円積み立てられていますが、この運用および含み損の有無について質問しました。

本市の基金の運用については、定期預金などが中心で、含み損が発生している状況にはないということです。

○ 不登校対策が進む ○

全国的に不登校の数が増える中、本市ではきらり学園の開設等が功を奏し、昨年同月比では大幅に減少しているとのことでした。

4月に開校したきらり学園には11人の児童・生徒が入学し、元気に学校生活を送っているとのことでした。8人がスクールバスを利用し、3人が送迎で通っています。

